

# PCR検査における採取検体について

## 【厚生労働省の動き】

- ◆ 「2019-nCoV（新型コロナウイルス）感染を疑う患者の検体採取・輸送マニュアル」の改定
  - ・ 検体の種類に「唾液」が追加
  - ・ 発症から9日間までの患者は、唾液でのPCR 検査が可能
  - ・ 発症後10日目以降や無症状者のような、ウイルス量が少ない患者は、唾液での検査は適さない
  - ・ 喀痰と鼻咽頭ぬぐい液の2検体を検査（痰が出ないなどの場合、鼻咽頭ぬぐい液のみで可）するとされていたが、検体数の記載を削除
  
- ◆ 「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」の改定
  - ・ 速やかに陽性者を発見する観点から、濃厚接触者（無症状者含む）はすべて検査対象

## 【大阪府における運用方針】

### 変更前

- 新規患者
  - ⇒ 鼻咽頭ぬぐい液
  - ※濃厚接触者等含む
  
- 陰性確認検査
  - ⇒ 喀痰と鼻咽頭ぬぐい液
  - ※宿泊療養の場合は**喀痰のみ**



### 変更後

- 新規患者
  - ・ 発症から **9日以内** ⇒ 唾液
  - ・ 発症から **10日以降** ⇒ 鼻咽頭ぬぐい液
  
- 濃厚接触者等
  - ・ 症状あり ⇒ 唾液（発症から9日以内）
  - ・ 症状なし ⇒ 鼻咽頭ぬぐい液
  
- 陰性確認検査
  - ⇒ 喀痰または鼻咽頭ぬぐい液

※ 原則、上記方針のとおりとし、状況に応じて検体採取・輸送マニュアルの範囲内で適切に運用